

北部大阪都市計画地区計画の決定（吹田市決定）

都市計画円山町地区地区計画を次のように決定する。

1 地区計画の方針

名 称	円山町地区地区計画	
位 置	吹田市円山町及び垂水町1丁目地内	
面 積	約 7.9 ha	
区域の整備、開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	<p>本地区は、吹田市の南西部に位置し、企業施設跡地が民間住宅開発により宅地造成され、計画的な市街地の形成が求められる地区である。なお、みどり豊かな丘陵地にある本地区は、風致地区に指定されている。</p> <p>本地区では、周辺と調和の取れた戸建ての低層住宅地として、みどり豊かでゆとりある良好な住環境の形成を図ることを目標とする。</p>
	土地利用の方針	<p>みどり豊かでゆとりある戸建ての低層住宅が立地する地区として、周辺と調和の取れた良好な住環境の形成を図る。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>みどり豊かでゆとりある良好な住環境の形成のため、建築物等の用途の制限、建築物の容積率の最高限度、建築物の敷地面積の最低限度、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限及び垣又は柵の構造の制限を定める。あわせて、道路に接する部分の緑化に努め、良好なまちなみの形成を図る。</p>

2 地区整備計画

地区整備計画	建築物等に 関する 事項	建築物等の用途の 制限	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 (1) 住宅（住戸の数が3以上の長屋及び共同住宅を除く。以下「住宅」という。） (2) 住宅で事務所その他これに類する用途を兼ねるものうち建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第130条の3（第2号から第5号までを除く。）に定めるもの (3) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの (4) 診療所 (5) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4に定める公益上必要な建築物 (6) 集会所 (7) 前各号に掲げる建築物に附属するもの（令第130条の5に定めるものを除く。）
		建築物の容積率の 最高限度	10分の10
		建築物等の敷地面積 の最低限度	150㎡
		建築物等の高さの 最高限度	(1) 建築物の高さは、10m以下としなければならない。 (2) 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに5mを加えたもの以下としなければならない。
		建築物等の形態又は 色彩その他の意匠の 制限	(1) 建築物等の形態又は色彩その他意匠については、周辺の街並みとの調和を図るものとし、敷地については、緑化に努めなければならない。 (2) 屋外広告物を設置するときは、周囲の環境と調和するよう、設置場所、大きさ、色彩等に配慮しなければならない。
垣又は柵の構造 の制限	道路に面する垣又は柵で建築物に附属するものは、ネットフェンス、鉄柵等の視界を遮らないもの又は生け垣でなければならない。		

「区域及び地区整備計画の区域は、計画図表示のとおり」